

○大洲市電算システムに関する災害時応援協定書

大洲市（以下「甲」という。）と株式会社愛媛電算（以下「乙」という。）とは、地震その他の災害により、甲の管理する電子計算機器及び各種業務システム（以下「電算システム」という。）が被災した場合（以下「災害時」という。）における応急復旧その他の応急処置（以下「応急対策業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において甲が業務を継続するうえで不可欠な電算システムを速やかに復旧するために、甲が乙の協力を得て、応急対策業務を迅速かつ的確に実施できるよう、必要となる基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において甲のみでは十分な応急対策業務を実施できないときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

（応急対策業務）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

（1）電算システムの復旧支援作業

（2）電算システムの復旧が困難な場合に、乙が保有する電子計算機器における暫定的な復旧作業

（3）乙が保有する電子計算機器の貸与

（4）災害時に必要なデータの抽出及び加工（具体的には、住民の安否確認に必要となる住民基本台帳リストの出力や、被災認定に関する各種証明書発行などをいう。）

（完了の報告）

第4条 乙は、甲から要請された応急対策業務を完了した場合は、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。

（1）応急対策業務に従事した乙の従業員数及び、使用した電子計算機器類の内訳

（2）応急対策業務の実施内容、実施機関及び実施場所

（3）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 乙が応急対策に要した費用は、甲が負担する。

2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第7条 この協定の定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年8月8日

甲 愛媛県大洲市大洲690番地の1
大洲市
大洲市長

乙 愛媛県松山市大手町一丁目11番地7
株式会社 愛媛電算
代表取締役社長